

秋田県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

秋田県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[秋田県産業廃棄物税条例\(平成十四年秋田県条例第七十三号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物の重量換算の方法)

第二条 [条例第四条第二項](#)の規定による換算は、産業廃棄物の体積に[次の表](#)の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの体積を計測することができない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じそれぞれ[同表](#)の下欄に定める換算係数を乗じて行うものとする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項第一号に掲げる燃え殻	一・一四
二 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる汚泥	一・一〇
三 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃油	〇・九〇
四 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃プラスチック類	〇・三五
五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第一号に掲げる紙くず	〇・三〇
六 廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる木くず	〇・五五
七 廃棄物処理法施行令第二条第三号に掲げる繊維くず	〇・一二
八 廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる動物及び植物に係る固形状の不要物、同条第四号の二に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物、同条第七号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、同条第十号に掲げる動物のふん尿、同条第十一号に掲げる動物の死体並びに同条第十三号に掲げる廃棄物	一・〇〇
九 廃棄物処理法施行令第二条第五号に掲げるゴムくず	〇・五二
十 廃棄物処理法施行令第二条第六号に掲げる金属くず	一・一三
十一 廃棄物処理法施行令第二条第八号に掲げる鋳さい	一・九三
十二 廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十三 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げるばいじん	一・二六
備考 換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。	

(特別徴収義務者の指定の通知)

第三条 総合県税事務所長は、[条例第八条第二項](#)の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定したときは、その旨を当該指定を受けた者及び[同条第一項](#)に規定する者に通知しなければならない。

(平二四規則一五・一部改正)

(帳簿書類の記載事項等)

第四条 [条例第十五条](#)の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 産業廃棄物の搬入年月日
- 二 産業廃棄物の重量及び産業廃棄物税の税額
- 三 産業廃棄物の種類及び体積([条例第四条第二項](#)の規定に該当する場合に限る。)
- 四 産業廃棄物を排出した事業者の氏名又は名称([条例第七条ただし書](#)の規定に該当する場合を除く。)

2 [条例第十五条](#)の規定による電磁的記録の備付け及び保存は、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十五条第一項第二号の規定に準じて行うものとする。

(平二八規則二三・令三規則四五・一部改正)

(書類等の様式)

第五条 [次の表](#)の上欄に掲げる[条例](#)及びこの規則の規定による[同表](#)の中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ[同表](#)の下欄に掲げるところによるものとする。

第三条	産業廃棄物税特別徴収義務者指定書	様式第一号
第三条	産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書	様式第二号
条例第九条	産業廃棄物税納入申告書	様式第三号
条例第十条第二項	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	様式第四号

条例第十条第三項	産業廃棄物税特別徴収義務者変更登録申請書	様式第五号
条例第十条第四項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第六号
条例第十条第六項	産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書	様式第七号
条例第十条第七項	産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書	様式第八号
条例第十一条第一項	産業廃棄物税徴収猶予申請書	様式第九号
条例第十一条第二項	産業廃棄物税徴収猶予承認(不承認)通知書	様式第十号
条例第十二条第一項	産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書	様式第十一号
条例第十二条第三項	産業廃棄物税還付(納入義務免除)承認(不承認)通知書	様式第十二号
条例第十三条第一項	産業廃棄物税納付申告書	様式第十三号
条例第十三条第二項	産業廃棄物税修正申告書	様式第十四号
条例第十四条第一項	産業廃棄物税納税者等届出書	様式第十五号
条例第十四条第二項	産業廃棄物税納税者等変更届出書	様式第十六号

(補則)

第六条 [条例](#)の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この規則に定めるもののほか、[秋田県県税条例施行規則\(昭和三十九年秋田県規則第十五号\)](#)の定めるところによる。この場合において、[同規則第十四条の三中「及び法」とあるのは「並びに法及び秋田県産業廃棄物税条例\(平成十四年秋田県条例第七十三号\)」](#)と、[同規則第十五条第一項の表中「及び法第四百四十四条の四十八第五項」とあるのは「、法第四百四十四条の四十八第五項、法第七百三十三条の十六第四項、法第七百三十三条の十八第七項及び法第七百三十三条の十九第五項」と](#)、「及び令第五十五条第一項」とあるのは「、令第五十五条第一項及び令第五十六条の九十二の二第二項」と、「法第七百条の六十四第一項」とあるのは「法第七百条の六十四第一項、法第七百三十三条の二十二第一項」と、[同規則様式第三十九号](#)その二中「・狩猟税(法第700条の64第1項)」とあるのは「/・狩猟税(法第700条の64第1項)/・産業廃棄物税(法第733条の22第1項)/」とする。

(平二一規則二三・平二四規則四七・平二九規則三〇・一部改正)

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第二三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第三〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二四年規則第一五号)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二四年規則第四七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第二三号)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の秋田県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二九年規則第三〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第九号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第四五号)

この規則は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和三年総務省令第三十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和四年一月一日)から施行する。

[様式第1号 産業廃棄物税特別徴収義務者指定書\(第5条関係\)](#)

(平17規則63・平24規則15・平28規則23・一部改正)

産業廃棄物税特別徴収義務者指定書	
年 月 日	
住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	様
秋田県総合県税事務所長 印	
<p>秋田県産業廃棄物税条例第8条第2項の規定により、あなたを産業廃棄物税の特別徴収義務者として指定したので、通知します。</p> <p>なお、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書を指定された日から5日以内に提出してください。</p>	
最 終 処 分 場	所 在 地
	名 称
摘 要	
この処分不服がある場合の救済の方法	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく総合県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書			
年 月 日			
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)			
秋田県総合県税事務所長 印			
秋田県産業廃棄物税条例第8条第2項の規定により、次のとおりあなたのほかに産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定したので、通知します。			
最終処分場	所在地		
	名 称		
指 定 事 項	特 別 徴 収 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
摘 要			

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	※処理事項	登録番号	区 分	予 備		
	通信日付印	入力年月日	入力者印	修正入力年月日	入力者印	
	. .					
年 月 日	特別徴収義務者の住所(所在地)及び氏名(名称)		電話番号			
(宛先)秋田県総合県税事務所長	最終処分場	所在地	電話番号			
		名 称				
年 月分 産業廃棄物税納入申告書		申告期限	年 月 日			
区 分	課税標準たる重量 ①	税 率 ②	税 額 ① × ②			
申 告 納 入	トン	円	円			
備 考						

(注) 1 当該申告書は他者が排出した産業廃棄物が自社最終処分場に搬入された場合に記載してください。
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 3 秋田県産業廃棄物税条例第4条第2項の規定により体積を換算して課税標準たる重量を算出した場合は、付表を添付してください。

付表

(A4判)

産業廃棄物の重量換算明細表


(年 月搬入分)


産業廃棄物の種類	搬入量(m ³)	換算係数	換算重量(t)
燃え殻		1.14	
汚泥		1.10	
廃油		0.90	
廃プラスチック類		0.35	
紙くず		0.30	
木くず		0.55	
繊維くず		0.12	
動物及び植物に係る固形状の不要物		1.00	
獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物		1.00	
ゴムくず		0.52	
金属くず		1.13	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		1.00	
鉱さい		1.93	
コンクリートの破片その他これに類する不要物		1.48	
動物のふん尿		1.00	
動物の死体		1.00	
ばいじん		1.26	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる廃棄物		1.00	
合 計			

(注) 換算重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

[様式第4号 産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書\(第5条関係\)](#)

(平22規則30・平24規則15・平28規則23・令3規則9・一部改正)

	※ 処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	.	.			
産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書					
年 月 日					
(宛先)秋田県総合県税事務所長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 特別徴収義務者 住 所 (所在地) 電 話 番 号 ふ り が な 氏 名 (名 称) </div>					
秋田県産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物税特別徴収義務者の登録を申請します。					
最 終 処 分 場 の 概 要	所 在 地	電 話 番 号			
	名 称				
	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号		
	埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日	処 分 場 の 規 模	面 積 m ²	埋 立 容 量 m ³
	処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類				
	重 量 計 の 有 無	有 ・ 無			
中 間 処 理 施 設 の 有 無	有 ・ 無	中 間 処 理 施 設 の 種 類			
備 考					
※ 年 月 日 産業廃棄物税特別徴収義務者証を受領しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 氏 名 (名 称) </div>					
※納税者番号		※登録番号		※証票番号	
(注) 1 中間処理施設の種別は、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入してください。 2 産業廃棄物処分業許可証の写し、最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。					


	※ 処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	.	.			
産業廃棄物税特別徴収義務者変更登録申請書					
年 月 日					
(宛先)秋田県総合県税事務局長					
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第10条第3項の規定により、次のとおり産業廃棄物税特別徴収義務者の変更の登録を申請します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
変 更 事 項	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 の 理 由					
変 更 年 月 日	年 月 日				
備 考					
※納税者番号		※登録番号		※証票番号	
(注) 変更の内容を証する書類を添付してください。					


様式第6号 産業廃棄物税特別徴収義務者証(第5条関係)



備考 大きさは、縦9センチメートル、横14.5センチメートルとする。

[様式第7号 産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書\(第5条関係\)](#)
(平22規則30・平24規則15・平28規則23・令3規則9・一部改正)

	※ 処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	.	.			
産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書					
年 月 日					
(宛先)秋田県総合県税事務所長					
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第10条第6項の規定により、次のとおり産業廃棄物税特別徴収義務者証の再交付を申請します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
亡失又は破損の別	亡 失 ・ 破 損				
証 票 番 号	第 号				
備 考					
※ 年 月 日					
産業廃棄物税特別徴収義務者証を受領しました。					
氏 名 (名 称)					
※ 納 税 者 番 号		※ 登 録 番 号		※ 証 票 番 号	

	※ 処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	.	.			
産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書					
年 月 日					
(宛先)秋田県総合県税事務局長					
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第10条第7項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務の消滅について届け出ます。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
登 録 番 号	第 号				
特別徴収義務が 消滅した理由					
消 滅 年 月 日	年 月 日				
備 考					
※納税者番号		※登録番号		※証票番号	
(注) 特別徴収義務が消滅したことを証する書類を添付してください。					

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	※ 処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	.	.			
産業廃棄物税徴収猶予申請書					
年 月 日					
(宛先)秋田県総合県税事務所長 <div style="text-align: center;"> 特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) </div>					
秋田県産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の徴収の猶予を申請します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
申告納入すべき月別及び税額	納期限までに受け取ることができなかった税額	徴収猶予を受けようとする税額	分割納入金額及び納入年月日		
			第 1 回	第 2 回	
年 月分			円	円	
円	円	円	年 月 日	年 月 日	
備 考					
(注) 徴収猶予を受けようとする税額の内訳を付表に記入し、添付してください。					

付表

(年 月 日)					
産業廃棄物の埋立処分を委託した事業者		特別徴収に係る産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	左のうち納期限までに受け取ることができなかった税額に係る重量	徴収猶予を受けようとする税額	受け取ることができなかった理由
住 所 (所在地)	氏 名 (名称)				

産業廃棄物税徴収猶予承認(不承認)通知書					
					年 月 日
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)		様			
秋田県総合県税事務所長					印
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予について、次のとおり承認した(承認しない)ので、秋田県産業廃棄物税条例第11条第2項において準用する地方税法第15条の2の2第 項の規定により、通知します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
月 別	申 告 納 入 す べ き 税 額	直 ち に 納 入 す べ き 税 額	徴 収 猶 予 を し た 税 額 及 び 徴 収 猶 予 を し た 期 間	分 割 納 入 税 額 及 び 納 入 す べ き 年 月 日	
年 月 分	円	円	円	第 1 回 円	第 2 回 円
			年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	年 月 日
不承認の理由					
摘 要					
この処分 に不服が ある場合の救済の 方法	1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく総合県税事務所長を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

※ 処理 事項	通信日付印	確認	精査	入力者印
	・	・		
産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書				
(宛先)秋田県総合県税事務所長				年 月 日
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)				
秋田県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の還付(納入義務の免除)を申請します。				
最終処分場	所在地			
	名 称			
産業廃棄物の最終処分場 への搬入重量の合計		トン	還付(納入義務の免除)を 受けようとする税額の合計	円
月 別	年 月分	年 月分	年 月分	年 月分
還付又は納入義務 の免除の別				
産業廃棄物の最終処分場 への搬入重量①	トン	トン	トン	トン
受け取るべき埋立 処分料金②	円	円	円	円
②のうち既に受け取った 埋立処分料金	円	円	円	円
納入すべき税額 ①×税率③	円	円	円	円
③のうち既に納入した 税額及び納入年月日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日
還付(納入義務の免除) を受けようとする税額	円	円	円	円
埋立処分を委託した 事業者の住所(所在地) 及び氏名(名称)				
還付(納入義務の免除) を受けようとする理由				
備 考				

(注) 1 搬入重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 2 還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

産業廃棄物税還付(納入義務免除)承認(不承認)通知書			
		年 月 日	
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)		様	
		秋田県総合県税事務所長 印	
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の還付(納入義務の免除)について、次のとおり承認した(承認しない)ので、秋田県産業廃棄物税条例第12条第3項の規定により、通知します。			
最 終 処 分 場	所 在 地		
	名 称		
月 別	還付又は納入義務免除の別	申 請 額	承 認 額
年 月分	還付 ・ 納入義務免除	円	円
年 月分	還付 ・ 納入義務免除		
年 月分	還付 ・ 納入義務免除		
年 月分	還付 ・ 納入義務免除		
不 承 認 の 理 由			
摘 要			
この処分不服がある場合の救済の方法	1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく総合県税事務所長を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	※処理事項	登録番号	区分	予備	
	通信日付印	入力年月日	入力者印	修正入力年月日	入力者印
	. .				
年 月 日	納税者の住所(所在地)及び氏名(名称)		電話番号		
(宛先)秋田県総合県税事務所長	最終処分場	所在地	電話番号		
		名称			
年 月分 産業廃棄物税納付申告書		申告期限	年 月 日		
区 分	課税標準たる重量 ①	税 率 ②	税 額 ① × ②		
申 告 納 付	トン	円	円		
備 考					

(注) 1 当該申告書は自ら排出した産業廃棄物を自社最終処分場に搬入した場合に記載してください。
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 3 秋田県産業廃棄物税条例第4条第2項の規定により体積を換算して課税標準たる重量を算出した場合は、秋田県産業廃棄物税条例施行規則様式第3号の付表を添付してください。

[様式第14号 産業廃棄物税修正申告書\(第5条関係\)](#)

(平22規則30・平24規則15・平28規則23・令3規則9・一部改正)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	※処理事項	登録番号	区分	予備	
	通信日付印	入力年月日	入力者印	修正入力年月日	入力者印
	. .				
年 月 日	納税者の住所 (所在地)及び氏名		電話番号		
(宛先)秋田県総合県 税事務所長	最終処分場	所在地	電話番号		
		名称			
年 月分 産業廃棄物税修正申告書		申告期限	年 月 日		
区 分	課税標準たる重量 ①	税 率 ②	税 額 ① × ②		
修正後の申告納付 A	トン	円	円		
当初の申告納付 B	トン	円	円		
修正申告により納付 すべき税額 A-B	/		円		
備 考					

(注) 1 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 2 秋田県産業廃棄物税条例第4条第2項の規定により体積を換算して課税標準たる重量を算出した場合は、秋田県産業廃棄物税条例施行規則様式第3号の付表を添付してください。

	※処理事項	通信日付印	確認	精査	入力者印
	.	.			
産業廃棄物税納税者等届出書					
年 月 日					
(宛先)秋田県総合県税事務所長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 納税者 住 所 (所在地) 電 話 番 号 ふ り が な 氏 名 (名 称) </div>					
秋田県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の納税者等に関する事項について届け出ます。					
最終処分場の概要	所在地	電話番号			
	名称				
	許可年月日	年 月 日	許可番号		
	埋立処分開始年月日	年 月 日	処分場の規模	面積 m ²	埋立容量 m ³
	処理する産業廃棄物の種類				
	重量計の有無	有 ・ 無			
中間処理施設の有無	有 ・ 無		中間処理施設の種類		
備考					
※納税者番号			※登録番号		
(注) 1 中間処理施設の種類の、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入してください。 2 産業廃棄物処分業許可証の写し、最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。					

[様式第16号 産業廃棄物税納税者等変更届出書\(第5条関係\)](#)

(平22規則30・平24規則15・平28規則23・令3規則9・一部改正)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	※ 処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	.	.			
産業廃棄物税納税者等変更届出書					
年 月 日					
(宛先)秋田県総合県税事務所長					
納税者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第14条第2項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の納税者等に関する事項の変更について届け出ます。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
変 更 事 項	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 の 理 由					
変 更 年 月 日	年 月 日				
備 考					
※納税者番号			※登録番号		
(注) 変更の内容を証する書類を添付してください。					